

全国人民代表大会常務委員会による北京、上海、広州三地における知識産権法院設立に関する決定

2014年8月31日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

全国人民代表大会常務委員会による 北京、上海、広州三地における知識産権法院設立に関する決定

新華社北京から 8 月 31 日に全国人民代表大会常務委員会による北京、上海、広州における知識産権法院設立に関する決定について発信された。

(2014 年 8 月 31 日、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 10 回会議にて可決)

国のイノベーション駆動型戦略を推進・実施し、知的財産権の司法保護をさらに強化し、権利者の合法的権益を法により適切に保護し、社会公共の利益を維持するため、憲法及び人民法院組織法に基づき、特に以下の決定を行う。

一．北京、上海、広州に知識産権法院を設立する。

知識産権法院審判廷の設立は、最高人民法院が知的財産権事件の種類及び件数に基づき確定する。

二．知識産権法院は、専利、植物新品種、集積回路配置図設計、ノウハウなどに関する専門技術性の高い第一審の知的財産権民事事件及び行政事件を管轄する。

國務院行政部門の裁定又は決定を不服として提起された第一審の知的財産権の権利付与・権利確認行政事件は、北京知識産権法院が管轄する。

知識産権法院は、第一項で定められた事件について地域を跨いだ管轄を実施する。知識産権法院の設立から 3 年以内は、所在する省（直轄市）で地域を跨いだ管轄を実施する。

三．知識産権法院が所在する市の基層人民法院における、第一審の著作権、商標などの知的財産権民事・行政判決及び裁定に対する上訴事件は、知識産権法院が審理する。

四．知識産権法院における第一審の判決、裁定に対する上訴事件は、知識産権法院所在地の高級人民法院が審理する。

五. 知識産権法院の審判業務は、最高人民法院及び所在地の高級人民法院による監督を受ける。知識産権法院は、法により人民検察院の法的監督を受け入れる。

六. 知識産権法院の院長は、所在地の市人民代表大会常務委員会主任会議が同級人民代表大会常務委員会にその任免を提議する。

知識産権法院の副院長、裁判長、裁判官及び裁判委員会委員は、知識産権法院の院長が所在地の市人民代表大会常務委員会にその任免を提議する。

知識産権法院は、所在地の市人民代表大会常務委員会に対して責任を負い、報告を行う。

七. 本決定の施行から 3 年満了後に、最高人民法院は全国人民代表大会常務委員会に本決定の実施状況を報告しなければならない。

八. 本決定は、公布日から施行する。

出所：

2014 年 8 月 31 日付け中華人民共和国中央人民政府ポータルサイトを基に JETRO 北京事務所
で日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/xinwen/2014-08/31/content_2742979.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。